

# 重要事項説明書

有田市立病院訪問看護ステーション

(令和6年6月1日)

## 1. 事業所の概要

事業所名	有田市立病院訪問看護ステーション
所在地	有田市宮崎町6番地
管理者	古川 嘉代
電話番号	0737-82-2151 (代) 0737-82-5601 (ステーション直通)
介護保険指定番号	3061590034
医療保険指定番号	159,003.4
サービス提供地域	有田市・有田川町・湯浅町・広川町・かつらぎ町 海南市の一部地域

## 2. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	土・日・祝日
営業時間	8:30～17:30	8:30～17:30 (当番制)

※ 年末年始12/29～1/3は休みです。

ただし、緊急時はこの限りではありません。

## 3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者	看護師	1名	
職員	看護師	6名	4名
	理学療法士	3名	
事務員			1名

## 4. サービス内容

指定訪問看護サービス内容は、次のとおりです。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 症状・障害の観察       | ⑦ 認知症患者の看護        |
| ② 清拭、入浴等による清潔の保持 | ⑧ 療養生活や介護方法の助言    |
| ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑨ カテーテル等の管理       |
| ④ 床ずれの予防・処置      | ⑩ 内服管理            |
| ⑤ リハビリテーション      | ⑪ その他医師の指示による医療処置 |
| ⑥ ターミナルケア        |                   |

※リハビリテーションに関しては、理学療法士等の訪問は、看護職員の代わりの訪問であり、初回の訪問は、看護職員が訪問し、その後も定期的に訪問させていただきます。また、リハビリテーションを継続していく上で、病状や日常生活が安定されたと判断された利用者に関しては、リハビリテーションの担当をセラピストから看護師に変更させていただく場合があります。

※ サービスの提供にあたっては、サービス内容を利用者の希望を確認した上で『居宅サービス計画書』（ケアマネジャー作成）にそって、『訪問看護サービス計画書』を作成し、実施します。

※ 在宅でお亡くなりになられた際のケア（実費）も、ご希望でさせていただきます。費用は20,000円頂戴いたします。

## 5. 利用料及び利用者負担（介護保険利用者負担額）

### 《訪問看護》

項 目	単 価	利用者負担 (1割)	
訪問看護費（看護）	20分未満	3,140円	314円
	30分未満	4,710円	471円
	30分以上1時間	8,230円	823円
	1時間以上1時間30分	11,280円	1128円
訪問看護費（リハビリ）	1回20分(20分未満)	2940円	294円
	2回40分(20分～40分以内)	5880円	588円
	3回60分(40分～60分以内)	7950円	795円
夜間・深夜・早朝加算	夜間（18時～22時）		25%
	深夜（22時～翌6時）		50%
	早朝（6時～8時）		25%
緊急時訪問看護加算	1月につき	6,000円	600円
特別管理加算	(Ⅰ) 1月につき	5,000円	500円
	(Ⅱ) 1月につき	2,500円	250円
看護体制強化加算	(Ⅰ) 1月につき	5,500円	550円
	(Ⅱ) 1月につき	2,000円	200円
初回加算（初回時のみ）	(Ⅰ) 退院日に訪問	3,500円	350円
	(Ⅱ) 退院日翌日以降に訪問	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスを実施した場合	6,000円	600円
長時間訪問看護加算	1時間30分超1回につき	3,000円	300円
複数名訪問加算	30分未満	2,540円	254円
	30分以上	4,020円	402円
ターミナルケア加算	死亡月	25,000円	2,500円
専門管理加算	1月につき	2,500円	250円
サービス提供体制強化加算	1回につき	60円	6円

※緊急時訪問看護加算 希望する ・ 希望しない

平成30年8月から、70歳以上の方で、合計所得金額が220万以上の方は3割負担、160万以上の方は2割負担、160万円未満の方は、1割負担と変更になっています。

※時間外加算は、訪問開始時刻を基準とします。

※病状の急性増悪や終末期等により、主治医から訪問看護ステーションに特別訪問看護指示書が交付された場合（期間は厚生労働大臣が定めるもの以外は交付の日から14日間を限度）その期間内は医療保険利用での訪問看護に切り替わります。

※看護体制強化加算は、月によりⅠとⅡどちらかに変動する場合がございます。ご了承下さい。

\*訪問看護開始にあたり介護保険被保険者証、健康保険者証等提示（コピーをとらせていただく事もあります）をお願い致します。

《介護予防訪問看護》

項 目	単 価	利用者負担 (1割)	
訪問看護費（看護）	20分未満	3,030円	303円
	30分未満	4,510円	451円
	30分以上1時間	7,940円	794円
	1時間以上1時間30分	10,900円	1090円
訪問看護費（リハビリ）	1回20分(20分未満)	2,840円	284円
	2回40分(20分～40分以内)	5680円	568円
	3回60分(40分～60分以内)	7680円	768円
夜間・深夜・早朝加算	夜間（18時～22時）		25%
	深夜（22時～翌6時）		50%
	早朝（6時～8時）		25%
緊急時訪問看護加算	1月につき	6,000円	600円
特別管理加算	(Ⅰ) 1月につき	5,000円	500円
	(Ⅱ) 1月につき	2,500円	250円
初回加算（初回時のみ）	(Ⅰ) 退院日に訪問	3,500円	350円
	(Ⅱ) 退院日翌日以降に訪問	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスを実施した場合	6,000円	600円
長時間訪問看護加算	1時間30分超1回につき	3,000円	300円
複数名訪問加算	30分未満	2,540円	254円
	30分以上	4,020円	402円
専門管理加算	1月につき	2,500円	250円
サービス提供体制強化加算	1回につき	60円	6円

※緊急時訪問看護加算 希望する ・ 希望しない

平成30年8月から、70歳以上の方で、合計所得金額が220万以上の方は3割負担、160万以上の方は2割負担、160万円未満の方は、1割負担と変更になっています。

※時間外加算は、訪問開始時刻を基準とします。

※病状の急性増悪や終末期等により、主治医から訪問看護ステーションに特別訪問看護指示書が交付された場合（期間は厚生労働大臣が定めるもの以外は交付の日から14日間を限度）その期間内は医療保険利用での訪問看護に切り替わります。

\*訪問看護開始にあたり介護保険被保険者証、健康保険者証等提示（コピーをとらせていただく事もあります）をお願い致します。

《医療保険》 健康保険法及び高齢者医療確保法に基づくもの

項 目		単 価		利用者負担 (1割)
訪問看護基本療養費		週3日まで	5,550円	555円
		週4日以降	6,550円	655円
訪問看護管理療養費		月の初日	13,230円	1,323円
		2日以降	3,000円	300円
夜間・早朝訪問看護加算		6時～8時	2,100円	210円
		18時～22時		
		22時～6時	4,200円	420円
特別管理加算		1月につき 利用者の状態に応じて 2,500円または	5,000円	250円 または 500円
24時間対応体制加算		1月につき	6,800円	680円
緊急訪問看護加算		緊急時保険医の指示により 訪問した場合	2,650円	265円
複数名訪問看護加	看護師等又は看護補助者と訪問した場合	週1回	4,500円	450円
		週3回まで	3,000円	300円
	厚生労働大臣が定めた疾病等別表7・8と特別看護指示書期間に該当する場合	1日1回	3,000円	300円
		1日2回	6,000円	600円
難病等複数回訪問看護加算		1日3回以上	10,000円	1,000円
		1日2回の場合	4,500円	450円
		1日3回の場合	8,000円	800円
ターミナルケア療養費		死亡月	25,000円	2,500円
退院時共同指導加算		1月につき	8,000円	800円
特別管理指導加算			2,000円	200円
退院支援指導加算		退院日に訪問看護が必要と認められた場合	6,000円	600円
長時間訪問看護加算 (人工呼吸器を使用している状態にあるもの)		週1回	5,200円	520円
在宅患者連携指導加算		月1回	3,000円	300円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算			2,000円	200円
訪問看護基本療養費 (外泊時のみ)			8,500円	850円
訪問看護情報提供療養費		保健所・学校・病院等に必要な情報を提供した場合	月1回 1,500円	150円
専門管理加算		月1回	2,500円	250円
遠隔死亡診断補助加算			1,500円	150円

※ 24時間対応体制加算 希望する ・ 希望しない

基本利用料・・・ 利用料金の1割～3割負担（利用者が掲示する被保険者証等で確認）

\*訪問看護管理療養費（月の初日）は、月により金額が変動する場合がございます。ご了承下さい。

\*1日に4回目以降の訪問を実施した場合は、緊急時訪問加算に準じた金額を、追加訪問1回につき実費にて8,000円を徴収させていただきます。

## 6. サービス提供の記録等

事業者は、ケアプランに基づき『訪問看護サービス計画書』を作成、その内容に沿ってサービスを提供します。

事業者はサービスを提供した際には、提供したサービスの状況等必要事項を訪問看護記録書に記入します。

訪問看護計画書は利用者及び家族に対して説明を行い、同意欄にサインをいただきます。

またそれを利用者に交付します。

※記録はサービスを提供した日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じます。

## 7. キャンセル規定

利用者の都合でサービスを中止する場合、当事業所では、キャンセル料を徴収しない方針ですが、通常は利用予定日前日まで、あるいは急変等の場合にあっては、遅くとも利用当日の開始予定時刻の1時間前までには、中止の旨の連絡を頂戴したいと存じます。

※全くの連絡もなく利用者の都合で中止（訪問したにもかかわらず不在であった等）された場合は、キャンセル料として、その時間に予定されていた訪問看護費用を徴収いたします。また無断の中止が度重なる場合は、利用契約の解除を申し出る場合がございます。

## 8. サービスの終了について

① 利用者の都合でサービスを終了する場合、先に電話等にてご連絡ください。

② 利用者の状態・状況等の変更による終了

以下の場合は、電話等の連絡にてサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所、入院された場合
- ・利用者が当事業所のサービス提供地域外へ転居された場合
- ・利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡された場合

9. 秘密保持について

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

サービス担当者会議等で利用者やその家族の情報を利用する場合には、利用者の同意が必要となりますので、同意書（「訪問看護サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名押印していただきます。

10. 緊急時の対応について

事業者は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡をとる等の必要な措置を講じます。

11. 訪問時間について

訪問時間は、ケアプランに基づき実施いたしますが、緊急時や交通事情、利用者状況等にてやむおえない場合には時間を変更させていただく場合がございます。

12. 当ステーションは、看護学生等の実習受け入れ施設となっております。訪問時、看護学生等を同行させていただくことがありますのでご了承ください。

13. 当ステーションでは、厚生労働省が推進する「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、「もしも」の場合の医療・ケアのあり方について、利用者本人・家族との十分な話し合いや、他の介護関係者との連絡を更に充実させる体制を整えています。

14. 看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。

15. 衛生管理等について

- 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16. 事故発生時の対応及び賠償責任について

○事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

○前項において、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入する損害賠償保険の対象となる事があります。ただし事業者に故意・過失がない場合には、損害賠償の対象とはなりません。

17. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、その他の費用はサービス提供ごとに月末で計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

請求は利用月の翌月の27日に引き落としにてお支払いいただきます。

18. 災害時の方針について

※いかなる職務中においても職員は自身の安全確保のための行動をとる。

○訪問者移動中の災害発生時、訪問車両での移動が危険である場合には訪問は中止します。

○利用者宅訪問中の災害発生時、訪問者自身の安全を確保したうえで、利用者の安全を考慮します。

19. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者看護師 古川 嘉代
虐待防止に関する担当者	管理者看護師 古川 嘉代

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

20. サービス内容に関する苦情等相談窓口

電 話           0 7 3 7 - 8 2 - 5 6 0 1  
F A X           0 7 3 7 - 2 3 - 8 0 5 3  
管理者          古川 嘉代  
受付時間       月曜日～金曜日 8 : 30～17:30

《その他苦情相談窓口》

- 有田市役所 高齢介護課                   電話 0737-83-1111
  
- 有田川町役場 長寿支援課                電話 0737-52-2111
  
- 湯浅町役場 健康福祉課                 電話 0737-64-1120
  
- 広川町役場 住民生活課                 電話 0737-23-7724
  
- 海南市役所 高齢介護課                 電話 073-482-4777
  
- 和歌山県国民健康保険団体連合会      電話 073-427-4665
  
- かつらぎ町役場 健康推進課            電話 0736-22-0300

21. 第三者評価の実施について

当ステーションでは、第三者評価の実施は行っておりません。



訪問看護サービスの提供開始にあたり利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	所在地	有田市宮崎町6番地
	管理者	古川 嘉代 印
	事業者名	有田市立病院訪問看護ステーション
	説明者	_____

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄） \_\_\_\_\_

